

報道関係各位

**たばこの健康影響と対策の要点をまとめたリーフレットを改訂
自治体や職場等での活用による、受動喫煙対策の強化が期待されます**

2020年5月29日

国立研究開発法人国立がん研究センター

国立研究開発法人国立がん研究センター（理事長：中釜 齊、所在地：東京都中央区）がん対策情報センター（センター長：若尾 文彦）では、これまで全国の自治体を通じて配布してきた「喫煙と健康 厚生労働省喫煙の健康影響に関する検討会報告書（平成 28 年 8 月）」を改訂し、5 月 29 日から「～喫煙と健康 望まない受動喫煙を防止する取り組みはマナーからルールへ～」として、WEB上の発信サイトである「がん情報サービス」で公開しました。無料でダウンロードでき、自治体、事業所、職場などさまざまな場で活用できます。

また、がん対策情報センターでは、全国の自治体（都道府県、市区町村）宛に、印刷リーフレットを合計約 35 万部作成し、4 月下旬から、順次発送を行っています。このリーフレットは自治体の窓口やイベントの会場、健康教育などの場を通じて配布されます。

■本リーフレットは以下のページからご覧いただけます。【A4 版・8 ページ】

「喫煙と健康 望まない受動喫煙を防止する取り組みはマナーからルールへ」（2020 年 4 月）

https://ganjoho.jp/reg_stat/cancer_control/report/index.html

■リーフレット改訂のポイント

今回の改訂に当たっては、喫煙および受動喫煙が原因となる病気の危険性ととも、直近の健康増進法改正を受けて、受動喫煙を防ぐための禁煙／喫煙区分や標識の具体的な内容を、わかりやすくまとめています。また、最近、使用量が増えているアイコスなどの加熱式たばこについての記述も盛り込んでいます。

■リーフレット改訂の経緯

国立がん研究センターでは、厚生労働省の検討会報告書（平成 28 年 8 月）の概要をとりまとめたリーフレット「喫煙と健康 厚生労働省喫煙の健康影響に関する検討会報告書（平成 28 年 8 月）」を作成し、広くご利用頂いてきました。

その後 3 年の間には、健康増進法の一部を改正する法律の可決成立や 2020 年 4 月 1 日からの全面施行、たばこ税の引き上げ、たばこパッケージの注意文言の見直しなど、たばこを取り巻く法規制の変更がなされてきました。また、アイコス、グロー、プルーム・テックなどの加熱式たばこの急速な普及など、たばこを取り巻く市場環境も大きく変化してきました。

今回の改訂では、たばこをめぐる日本の現状、喫煙による本人への影響、受動喫煙による影響に加えて、改正健康増進法の概要や喫煙が可能な施設の標識、加熱式たばこに関する知見など、たばこ問題と対策を追記することにしました。

印刷リーフレットは、全国の自治体(都道府県、市区町村)宛に、合計約 35 万部を配布しています。先月の下旬より、順次発送を行っています。

本リーフレットを、喫煙と健康影響、たばこ対策の重要性、改正健康増進法についての理解促進にお役立てください。



喫煙と健康

望まない受動喫煙を防止する取り組みは
マナーからルールへ

副流煙
有害物質
ニコチン
一酸化炭素
アクリロニトリル
発がん性物質

ニコチン

主流煙
発がん性のある
化学物質
約70種

2020年4月
国立研究開発法人
国立がん研究センター
National Cancer Center Japan

受動喫煙
対策

2020年4月1日より多くの店で
原則屋内禁煙

多くの施設で
屋内が
原則禁煙

20歳未満は客・
従業員ともに
喫煙エリア
へ立入禁止

たばこ煙の流出防止
にかかわる
技術的基準

健康増進法の改正により、多数の者が利用する施設、車両において、原則屋内禁煙となります。違反者には罰則が適用されることもあります。

20歳未満の方については、喫煙エリア(屋内外を含めたすべての喫煙室、喫煙設備)へは立入禁止となります。

喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出防止にかかる技術的基準が定められています。

労働者の募集および求人申込にあたって、就業場所の受動喫煙を防止するための措置に関する事項を明示することが求められます。

事務所、工場、ホテル・旅館の共用部、飲食店、旅客運送事業船舶・鉄道、国会・裁判所等

屋内禁煙

or

喫煙専用室設置



or

加熱式たばこ専用の喫煙室設置



室外への流出防止措置

- ① 出入口において室外から室内へ流入する空気の気流が0.2m/s以上であること
- ② たばこの煙(蒸気を含む、以下同じ)が室内から室外に流出しないよう、風、天井等によって区画されていること
- ③ たばこの煙が屋外又は外部に排気されていること*

*一部、一定の経過措置が認められる場合もあります

【経過措置】 既存の飲食店のうち経営規模の小さい店舗 届出が必要

喫煙可能



既存の経営規模の小さな飲食店については、届出に喫煙専用室等の設置を求めることが事業継続に支障を及ぼすことが考えられることから、喫煙可能店も選択可能としています。

条件

- 1: [既存営業額] 2020年4月1日時点で、届出する飲食店
- 2: [純利益] 業主または出資者の純利益が5,000万円以下
- 3: [面積] 営業面積100㎡以下

■参考：厚生労働省「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書(平成 28 年 8 月)」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000135586.html> (外部サイトにリンクします)

■参考：厚生労働省. 受動喫煙対策

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html> (外部サイトにリンクします)

<報道機関からのお問い合わせ>

国立研究開発法人 国立がん研究センター 企画戦略局 広報企画室

〒104-0045 東京都中央区築地 5-1-1

TEL: 03-3542-2511 (代表) FAX: 03-3542-2545 E-mail: ncc-admin@ncc.go.jp